

原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて、利益率が低下している中小企業・小規模事業者であって、資金繰りに困難を来している事業者や省エネ投資を促進する事業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が低利融資を行います。

### セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）（拡充）

対象者：社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者等

対象資金：運転資金及び設備資金

貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円  
（国民生活事業）4,800万円

貸付期間：長期運転資金8年以内、設備資金15年以内

貸付金利：基準利率（※）。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、利率の金利引下げを行います。

- ①利益率が低下している場合、基準利率－0.2%（拡充）  
（小規模事業者の場合、基準利率－0.4%（拡充））
- ②厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率－0.4%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率－0.6%  
（小規模事業者の場合、基準利率－0.8%）

### 省エネルギー促進融資（創設）

対象者：以下のすべての要件を満たす者

- (1) 利益率が低下していること
- (2) 省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進すること（※）

※最新モデルであって一定の省エネ率要件を満たす場合又は省エネ法に沿った一定の要件を満たす老朽化設備を更新する場合

対象資金：設備資金

貸付限度額：（中小企業事業）別枠7億2,000万円  
（国民生活事業）別枠7,200万円

貸付期間：設備資金15年以内

貸付金利：基準利率（※）－0.65%

（※）平成27年2月12日現在：中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

（注）セーフティネット貸付について、商工中金等の危機対応業務（中小企業向け）は、中小企業事業と同様の内容で実施。

原材料・エネルギーコスト高などの影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等が低利融資を行います。

### 制度の概要

対象者：社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者等

対象資金：設備資金及び運転資金

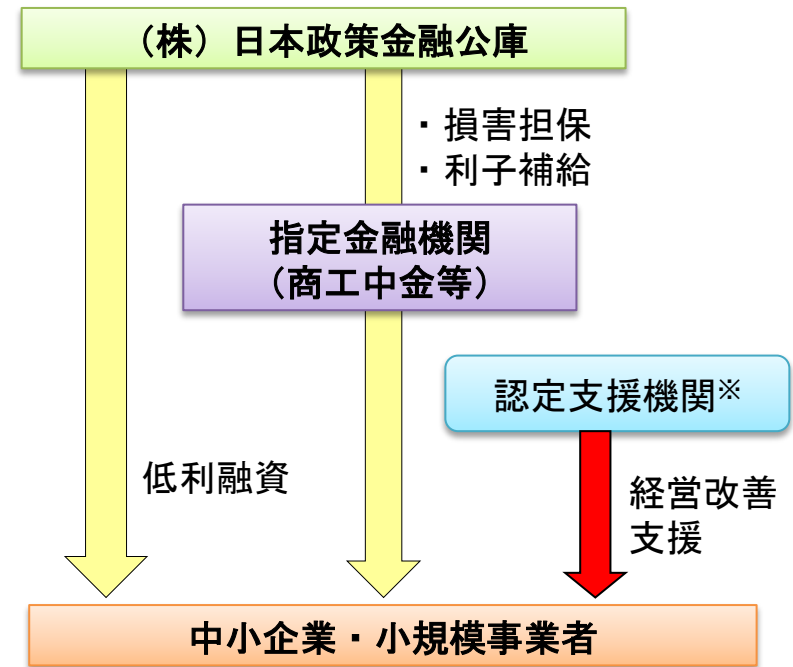
貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円  
（国民生活事業）4,800万円

貸付期間：設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利：基準利率（※）。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、利率の引下げを行います。

- ① 利益率が低下している場合、基準利率－0.2%（拡充）  
（小規模事業者の場合、基準利率－0.4%（拡充））
- ② 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率－0.4%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率－0.6%  
（小規模事業者の場合、基準利率－0.8%）

### 事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

（※）平成27年2月12日現在：中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

（注）商工中金の危機対応業務（中小企業向け）は、中小企業事業と同様の内容で実施。

原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている中小企業・小規模事業者の省エネ対応を促進するため、設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

## 制度の概要

対象者：以下の全ての要件を満たす者

- (1) 利益率が低下していること
- (2) 省エネルギーに資する施設等を取得し、省エネルギーを推進すること(※)

※最新モデルであって一定の省エネ率要件を満たす場合又は省エネ法に沿った一定の要件を満たす老朽化設備を更新する場合

貸付期間：設備資金15年以内

貸付限度額：(中小企業事業)別枠7億2,000万円  
(国民生活事業)別枠 7,200万円

貸付金利：基準利率(\*)-0.65%

## 事業スキーム

(株) 日本政策金融公庫

低利融資

中小企業・小規模事業者